

住民基本台帳の写しの一部の閲覧状況の公表について

埼玉県日高市市民生活部市民課

住民基本台帳法第11条第3項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、令和2年度の閲覧状況を下記のとおり公表します。

記

1. 国又は地方公共団体の機関の請求によるもの（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）

期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

No.	当該請求をした国又は 地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲	
1	日高市	民生委員法第14条第1項第1号に基づく 「社会調査」のため	令和2年9月4日	市内全域	人